

通学定期券購入費用の一部を補助します！！

子どもの安全・安心を守るとともに、遠距離通学の負担を軽減する取組の1つとして、市立小中学校等へ公共交通機関を利用して通学する児童生徒の保護者に対し、通学定期券の購入費用の補助制度を開始します。

補助対象者

次のすべての要件を満たす児童生徒の保護者

- 通学区域内の市立小学校、中学校又は義務教育学校の学校長の許可を受け、公共交通機関を利用して通学していること
- 通学距離がおおむね2キロメートル以上又は身体的理由のため、1か月以上、公共交通機関に係る通学定期券を購入していること（神奈中バスの金額式IC定期券も対象です。）
- 他の法令等による通学費用の助成又は補助の適用を受けていないこと

※通学距離がおおむね2キロメートル以上とは・・・
自宅から学校までの最短の徒歩による距離が、地図アプリで計測して1.8km以上であること

補助対象経費

児童生徒が通学に使う通学定期券の額

通学定期券の額の2分の1

・6か月通学定期券の額で計算します。

※利用月数が6か月に満たない場合は、利用区間の6か月通学定期券の額を利用月数に応じて按分した金額を補助します。

(例)利用区間の6か月通学定期券の額が30,000円で2か月利用した場合
 $30,000 \times 1/2 \times 2/6 = 5,000$ 円を補助します。

申請者の事前登録

事前登録は、4月7日からです。
市ホームページから登録してください。

市ホームページから

事前登録フォームで登録してください。




トップページ > 子育て・健康・福祉 > 子育て・教育 > 教育委員会 > 学校教育
> 子どもの安全・安心 > 相模原市立学校通学費補助金について

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/1026602/kyouiku/1026613/1034909.html>

申請の手順

(手続きは、原則オンラインで行います。)

1 事前登録




・要件を満たし、通学定期券を利用している人は、申し込みフォームより事前登録をしてください。

2 定期券の利用




・通学定期券を使い、在籍校へ通学してください。

3 補助金交付申請と実績報告



・半期ごとにオンラインで、交付申請・実績報告をしてください。
※通学定期券又はIC定期券購入控の画像が必要になります。

4 交付決定と補助金額確定の通知




・市が審査を行い、「交付決定通知書兼額確定通知書」を郵送します。

5 補助金交付請求



・オンラインで補助金の交付請求をしてください。

6 補助金の交付



・指定の金融機関口座に補助金を入金します。

手続きの期日(令和8年度)

通学定期券の利用期間	事前登録の手続き	交付申請・実績報告の手続き
前期分 (4/1～9/30)	定期券購入前又は 定期券購入後速やかに ※ R8/4/7受付開始	10/1～10/31
後期分 (10/1～3/31)	定期券購入前又は 定期券購入後速やかに ※ 前期に事前登録した人は 不要	3/1～3/31

▶ 期日を過ぎると補助金の交付ができないためご注意ください。

相模原市 学務課

[所在地] 〒252-0239 相模原市中央区中央2-11-15 市役所第2別館5階

[電話番号] 042-769-8282